

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

法人が政治団体にした寄附

Q : 当社は、ある政治団体に対して、賛助金の名目により寄附を行いました。この寄附金は税務上、どのように取り扱われるのでしょうか？

なお、この賛助金は政治資金規正法の適用を受けるものです。

A : 政治資金規正法の適用を受けるものであっても、全額が税務上の損金となる寄附金（指定寄附金）には該当しませんので、限度額を超える部分は、損金の額には算入できません。

【解説】

会社が、事業に直接関係のないものに対して、金銭や物品を贈与した場合は、その支出は寄附金として取り扱われます。

法人税法では、寄附金のうち、国や地方公共団体に対するものや、公益の増進に寄与している公共法人などに対するもの（指定寄附金とよばれています）は、全額損金の額に算入することができますが、指定寄附金以外の寄附金は、損金算入する金額に制限が設けられています。

お尋ねの賛助金は、政治資金規正法に規定するものであっても、指定寄附金には該当しませんので、一定の方法により計算した限度額を超える部分については、損金の額に算入することができません。

なお、個人が、政治資金規正法に規定する政治活動に寄附を行った場合においては、寄附金控除の適用がうけられることとされています。

